

平成27年6月

法人インターネットバンキングをご利用のお客様へ

のぞみ信用組合

【重要】法人インターネットバンキングの被害補償の開始について

平素は、のぞみ法人インターネットバンキングサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、昨今、インターネットバンキングを悪用した不正送金被害が全国的に発生しており、法人のお客様にも被害が拡大していることから、当組合におきまして、法人インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しによる被害に対し、補償する制度を開始しましたのでお知らせいたします。

【補償制度開始日】

平成27年6月1日

【補償の概要】

法人インターネットバンキングサービスにおいて不正な払戻し被害が発生し、お客さまに責任がないものと認められる場合、原則1契約あたり3,000万円を上限として被害額を補償いたします。

なお、個別の事案ごとに、お客様の被害に遭われた状況、過失の有無等に関し、当組合が調査（調査会社による調査を含みます）を行い、当組合が判定した結果に基づき、補償の対象外または補償が減額となる場合がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

【補償対象外または減額となる場合(主なもの)】

- 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当組合へ事故の届出をしていただけなかった場合
- 当組合による調査や警察への被害届の提出、捜査協力を行っていただけない場合
- お客さま、会社関係者に故意、過失があった場合
- お客さま、会社関係者が加担した不正による損害であった場合
- お客さまに実施していただくセキュリティ対策(別紙)を実施されなかった場合
- 戦争、暴動など、社会秩序の混乱に乗じた被害の場合

【お客さまへのお願い】

当組合では電子証明書の導入等、不正送金被害防止のためのセキュリティ対策に取り組んでまいりました。今後も引き続きセキュリティの向上を図ってまいります。

お客さまにおかれましても、別紙「[お客さまに実施していただくセキュリティ対策](#)」をご覧ください、預金を不正送金被害から守るためのご対応をお願いいたします。

以 上